

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する第17条第1項の規定に基づき、羽生都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1. 変更の理由

羽生都市計画事業岩瀬土地地区画整理事業により、該当地域の仮換地指定が行われ、指定面積及び区域が変更されるため、羽生都市計画生産緑地地区を変更し、又は廃止するものです。

2. 変更の概要

変 更 後	変 更 前
廃 止	第28号生産緑地地区 約0.05ha
第29号生産緑地地区 約0.07ha	第29号生産緑地地区 約0.05ha
第30号生産緑地地区 約0.06ha	第30号生産緑地地区 約0.07ha

3. 土地の所在

- 第28号生産緑地地区…羽生都市計画事業 岩瀬土地地区画整理事業
仮換地 44街区8画地
従前地 羽生市大字下岩瀬字下岩瀬334番
- 第29号生産緑地地区…羽生都市計画事業 岩瀬土地地区画整理事業
仮換地 44街区1画地
従前地 羽生市西3丁目2092番
- 第30号生産緑地地区…羽生都市計画事業 岩瀬土地地区画整理事業
仮換地 131街区4画地、5画地
従前地 羽生市大字小松字小松401番2